

消費者セミナーの御案内

独占禁止法や
景品表示法を
御存知ですか？

公正取引委員会では、消費者団体、地方自治体等が消費者を対象に開催する消費者セミナーについて、御依頼に応じて、講師を派遣し、独占禁止法及び景品表示法を分かりやすく説明いたします。

日程や所要時間等については御要望に沿えるよう調整しますので、お気軽に御連絡ください。



概要

- 1 講習内容 : 国民の生活に密接に関連する独占禁止法と景品表示法について分かりやすく説明します。
- 2 対象者 : 一般消費者の方ならどなたでも！
- 3 所要時間 : 1時間～2時間程度（御相談に応じます）
- 4 講習会場 : 開催者が用意した場所（開催者が用意した場所に当委員会の職員が講師としてお伺いいたします。）
- 5 講習資料 : パンフレットなど説明に使用する資料は全て当委員会が用意します。
- 6 講習費用 : 講師謝金や講師の交通費等は一切不要です。

◆独占禁止法

入札談合や価格カルテルの摘発など、新聞で独占禁止法や公正取引委員会の名前を聞いたことがある方は多いと思います。でも、独占禁止法って難しい法律だと思っていませんか？実は独占禁止法は、事業者の不正な競争を禁止しており、私たちの日常生活に深く関わっている法律なのです。消費者セミナーでは、競争の大切さと共に独占禁止法が定めている内容についてご説明いたします。

★『独占禁止法』はどんな法律？ ★『競争』がないとどうなるの？

♥景品表示法

「首にかけるだけで空間のウイルスを除去」とされていたのに実際には根拠のない表示だったり、「国産牛肉」とされていたのに国産でなかったときにはどのような法律に違反するかご存知ですか？これら「不当表示」は、景品表示法で禁止されています。景品表示法は、消費者の利益を守るために不当表示のほか過大な景品を禁止しており、私たちの日常生活に深く関わっている法律です。消費者セミナーでは、実際にあった違反事例を紹介しながら、景品表示法について説明させていただきます。

★『景品表示法』はどんな法律？ ★どんなことが違反になるの？

消費者セミナーの内容



お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局
北海道事務所 取引課
電話 011-231-6300
東北事務所 取引課
電話 022-225-7096

消費者セミナー（講師派遣）のご案内



かしこい商品選択を身につけませんか？

公正取引委員会中部事務所（名古屋市）では、消費者団体の勉強会、地方公共団体の公開講座等に職員を講師として派遣し、「消費者セミナー」を実施しています。

お話の内容は、最近の違反事例の紹介や○×ゲーム等により、消費者にとって身近な2つのトピックを分かりやすく説明します！

①「ウソつき表示」にだまされないために

例えば・・・【お買い物をするとき】

◆商品パッケージや店内POP、チラシ広告を見て商品を選びませんか？

商品に付けられた表示は、よい買い物をするための案内版のようなもの！



- ◆消費者を守るため、広告表示にはルール（景品表示法）があります！
- ◆ルールを守らない広告に気づけるようになります！

②皆さまの大切な個人情報を守るために

例えば・・・【インターネットで商品を購入したとき】

◆指示されるまま名前や住所、電話番号などを入力した経験がありますよね？

◆商品を購入した後、知らない事業者からメール等が送られてきた経験はありませんか？

もしかして私たちの大切な個人情報が知らないところで勝手に使われている？



- ◆公正取引委員会も個人情報の保護に関連した取り組みを始めました！

公正取引委員会の活動は皆様の日常生活に関わっています！

◎対象者：一般消費者の方（参加者が少数でも構いません。）

◎時間：1～2時間程度（御希望の時間に応じます。）

◎会場：主催者が用意した会場

◎費用：講師への謝金、旅費等の費用は一切必要ありません。

◎資料：公正取引委員会が準備します。

◎申込先：公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課

（〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館8階）

電話：052-961-9423 FAX：052-971-5003

電話又はFAX（裏面申込書）のどちらかでお申し込みください。



公正取引委員会事務総局
中部事務所 取引課 宛て
(FAX 052-971-5003)

消費者セミナー（講師派遣）の申込書

申込団体名		
担当者の役職・氏名、連絡先住所及び電話番号	役 職	
	氏 名	
	連絡先住 所	
	連絡先電話番号	
開催希望日時	(記載例) ○月○日(○)○時○○分から○時○○分に開催を予定しています。	
開催場所の名称及び住所	(記載例) ○○会館(○○市○○町○○)の○○会議室での開催を予定しています。	
参加予定人数	名	
資料投影設備(プロジェクター・スクリーン・パソコン)の有無	あり · なし いずれかに○を付けてください。設備がなくても、講師派遣は可能です。	

(注1) お申し込みのみで確定ではありません。

(注2) お申し込みいただきましたら、当事務所から日程調整等のための電話をさせていただきます。

(注3) お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

■この申込書様式(WORD版、PDF版)は、インターネット上からもダウンロードしていただけます。
公正取引委員会ホームページ▶ 地方事務所等のページ▶ 中部事務所▶ 消費者セミナー
(https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html)

消費者セミナーの開催実績
 (平成31年4月1日～令和2年9月31日)

公正取引委員会事務総局中部事務所

	No.	開催日	地区	主催者（対象者）	出席者数 (名)
平成31年度・令和元年度	1	平成31年4月16日	金沢市	J A金沢市の女性部	38
	2	令和元年5月8日	名古屋市	北区消費者クラブ	20
	3	令和元年5月12日	愛知県岡崎市	岡崎暮らしの会	8
	4	令和元年5月24日	石川県鳳珠郡穴水町	J Aおおぞら女性組織協議会	135
	5	令和元年6月3日	富山市	富山県消費者団体連絡会	40
	6	令和元年6月11日	岐阜県大垣市	一日公正取引委員会 in 大垣市（公取委主催）	33
	7	令和元年6月13日	愛知県日進市	N P O法人サポート日進	46
	8	令和元年7月10日	岐阜県山県市	山県市食生活改善連絡協議会	26
	9	令和元年7月24日	三重県三重郡菰野町	菰野町消費生活くらしの会	10
	10	令和元年9月12日	愛知県一宮市	びさい消費者の会	12
	11	令和元年9月17日	三重県鈴鹿市	伊船東老人クラブ	23
	12	令和元年9月20日	愛知県豊田市	高岡地域消費者グループ	15
	13	令和元年9月26日	石川県河北郡津幡町	津幡町	25
	14	令和元年10月2日	静岡市	しづおか市消費者協会	16
	15	令和元年10月9日	静岡県沼津市	沼津市	56
	16	令和元年10月10日	浜松市	消費者グループはままつ	20
	17	令和元年11月6日	名古屋市	愛知大学経営学部	103
	18	令和元年11月13日	岐阜県大垣市	大垣市女性連合会	76
	19	令和元年11月16日	津市	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（N A C S）中部支部三重分科会	11
	20	令和元年11月28日	名古屋市	愛知県内の一般消費者等（公取委主催）	40
	21	令和元年12月18日	愛知県日進市	愛知学院大学商学部	136
(合計)				890	
令和2年度	1	令和2年7月16日	名古屋市（オンライン開催）	愛知学院大学商学部	27
	2	令和2年9月3日	金沢市（オンライン開催）	石川県消費生活支援センター	35
	3	令和2年9月18日	愛知県一宮市	びさい消費者の会	11
				(合計)	73